

教育委員に

渡辺

成夫氏就任



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項に規定する児童または生徒のいる保護者の代表として、教育委員に

就任されていきました山崎康次氏（御堂）が、お子さんの中学校卒業により、この規定に該当しなくなつたため、7月31日付で退任されました。その後任に保護者代表として、渡辺成夫氏（白石）が8月1日付で就任されました。なお、山崎氏は教育委員長代理であつたため、その後任には井上フサ子氏が選任されました。

コミュニティセンター臨時休館のお知らせ

9月よりコミュニティセンター「やまなみ」の耐震補強工事を行います。これに伴い、以下の日程で臨時休館となります。利用者の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願いたします。

工事期間 9月10日（月）～10月31日（水）
※ 全館閉館とします。なお、商工会事務所は通常どおりとなります。

問合せ 総務課施設管理担当 ☎82-1254

ドクターヘリ離着陸場「安戸グランド」を指定

埼玉県では、平成19年10月26日から救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の運航を行っております。ドクターヘリは、「空飛ぶ救命室」とも呼ばれ、医師による早期治療を開始するとともに、短時間のうちに医療機関へ患者を搬送することができます。

安戸グランドがドクターヘリの離着陸場として使用されることで、救急患者の救命率向上と後遺症の軽減に努めます。近隣住民の方のご理解ご協力をお願いします。

問合せ 総務課防災担当 ☎82-1254

平成24年10月1日から森林の土地取引等の事前届出制が始まります！

埼玉県水源地域保全条例

○条例制定の背景と目的

北海道等における外資による森林買収問題を契機に、水資源確保への関心が高まっています。埼玉県では、県民の共有財産である水源地域を保全するため、埼玉県水源地域保全条例を制定しました。

○土地取引の事前届出制の概要

水源地域内の土地(現況が森林であつて地目が山林、原野、保安林の場合)の所有権等の移転等を対象に事前届出制を導入します。東秩父村は、全域が水源地域に指定されています。

- 届出対象：売買等（相続は対象外）
- 届出者：土地所有者等（売主）
- 届出時期：契約をしようとする30日前まで
- 届出先：知事（県林務関係機関）
- 記載内容：当事者の氏名・住所、土地の所在地・面積・利用目的等
- 適用除外：国、地方公共団体等への権利移転は届出不要

【届出等に係る県の対応】

- 周辺の水源地域の保全を図るための助言、水源地域における適正な土地利用への誘導などを行います。
- 無届または虚偽届出、報告義務違反等に対しては勧告および公表を行います。

○土地取引の事前届出制度に関するQ & A

- Q 1 どのような土地を届け出るのでか？
A 1 水源地域内の土地であつて、現況が森林で、かつ、地目が山林、原野、保安林の土地です。
なお、東秩父村は全域が水源地域となります。
- Q 2 誰が届け出をするのですか？
A 2 水源地域内の土地について、所有権、地上権、地役権、使用貸借権、賃借権を現在有する方です。
- Q 3 どのような場合に届け出が必要ですか？
A 3 上記に掲げた権利を移転、または新たに設定しようとする場合です。
- Q 4 いつどこへ届け出るのでか？
A 4 契約を締結しようとする30日前までに、最寄りの県林務関係機関（東秩父村の最寄り届出機関は寄居林業事務所）に届け出てください。本届出は平成24年10月1日以降の上記行為に対して適用されます。

担当 総務課企画調整担当 ☎82-1254

問合せ 埼玉県農林部森づくり課森林企画担当 ☎048-830-4312

電子メール：a4300@pref.saitama.lg.jp 詳しくはWEB <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/suigenhozen.html>